

介護保険事業者における事故等の発生時の報告取扱要領

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）、土佐清水市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成25年土佐清水市条例第4号）、土佐清水市介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年土佐清水市条例第3号）による、事故が発生した場合の介護保険事業所から市への報告は、この要領の定めるところによるものとする。

1 事故報告となる事業者及び介護保険サービス等

以下の事業者（以下、「各事業者」という。）が行う介護保険適用サービス及び介護予防・生活支援サービス事業とする。

- ① 指定介護保険事業者
- ② 基準該当サービス事業者
- ③ 総合事業の指定を受けた事業者（みなし含む）

2 報告の範囲

各事業者は、次の①～⑥の場合、報告を行うこととする。

（事故の範囲）

- ① サービス提供による利用者のけが又は死亡事故の発生
注1）「サービス提供による」とは、送迎・通院等の間の事故も含む。
また、居宅の通所・入所及び施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は、「サービス提供中」に含まれるものとする。
注2）けがの程度については、医療機関で受診を要したものを原則とするが、それ以外でも家族等に連絡をしておいた方がよいと判断されるものについては、市に対しても報告すること。
注3）事業者側の過失の有無は問わない。

※ 利用者の自己過失によるけがであっても、注2に該当する場合は報告すること。
注4)「死亡」とは、事故死亡を差し、病気・老衰による死亡は報告対象外とする。ただし、病死・老衰死であっても死因等に疑義が生じる可能性があるときは市へ報告すること。

② 食中毒及び感染症、結核の発生

注) 食中毒・感染症(「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののうち、原則として1～5類感染症及び新型インフルエンザ)・結核について、サービス提供に関連して発生したと認められる場合は、報告すること。

なお、これらについて関連する法律等に定める届け出義務がある場合は、これに従うこと。

③ 医薬品による事故の発生

注1) 「医薬品による事故」とは、誤薬・与薬漏れ・落薬・貼付薬の貼り忘れ等含む。

注2) 原則として、医師の指示を仰ぐこと。

④ 利用者の離脱・行方不明の発生

注)「離脱」の範囲については、施設敷地外を原則とする。

⑤ 職員の法令違反・不祥事の発生

利用者の処遇に影響があるもの(例 利用者からの預かり金の横領、個人情報紛失等)については、報告すること。

⑥ その他、報告が必要と認められる事故の発生

3 報告先

各事業者は、2で定める事故が発生した場合、5の手順により、次の両者に報告することとする。

① 被保険者の属する保険者(市町村)

② 事業所・施設が所在する保険者(市町村)

【土佐清水市担当課：健康推進課 介護保険係】

〒787-0392 高知県土佐清水市天神町11番2号

電話：0880-82-1254 FAX：0882-82-5599

4 報告の書式

別添「介護保険事業者 事故報告書」を原則とする。

5 報告の手順

① 事故発生後、各事業者は、速やかに電話又はファックスで報告すること。(第一報)

注1) ファックスの場合はプライバシーに配慮すること。

注2) 「速やかに」とは、社会通念上必要最大限の努力をして可能な範囲とする。

(例) 午後に事故が起こり、処置等のために数時間を要し、深夜になった場合には、翌朝報告を行う等。

- ② 事故処理の経過についても、電話又はファックスにより適時報告すること。
- ③ 事故処理の区切りがついたところで、「介護保険事業者事故報告書」の提出を行うこと。
※事故発生の際には、速やかに利用者の家族及び利用者にかかわる居宅介護支援事業所（施設サービス事業所は除く）へも連絡を行う。

6 報告への対応

報告を受けた市においては、事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて保険者として必要な対応を行うこと。

この場合、当該被保険者の属する市町村が主たる対応を行うものとするが、事業者への事実確認等において必要がある場合は、事業者の所在する市町村と連携を図るものとする。

附則

この要領は、平成25年9月19日から施行する。

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

この要領は、令和2年7月1日から施行する。